

平成 26 年 7 月 2 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (15 時 59 分開会)

御報告いたします。一昨日の委員会において、坂本茂雄委員から、「高知県税条例の一部を改正する条例議案」について御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付いたしております。

#### 《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめ」についてであります。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いします。報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 3 号議案から第 7 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案、第 18 号議案、第 20 号議案、報第 1 号議案、報第 2 号議案、以上 12 件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において、論議された主な事項についてその概要を申し上げます。

初めに、総務部であります。「高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案」について、執行部から、地方公務員法の改正に伴い、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするものであるとの説明がありました。委員から、職員からの休業申請が承認されないケースはどのような場合かとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、公務運営上の支障の有無を初め、総合的に判断していくとの答弁がありました。別の委員から、休業を承認された場合に、所属において責任を持って代替職員の確保等はされるのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、所属における業務分担の見直しや平準化、また、職員の任期付採用や臨時的任用などについて、任命権者側で措置していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。「平成 26 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「保育所・幼稚園等南海地震対策事業費」について、執行部から、県内の保育所・幼稚園など 314 園のうち、122 園が津波浸水予測区域内に立地しており、高台移転を推進するため、昨年度、県独自の補助制度を創設した。今回、補助基準額を大幅に引き上げ、事業者の負担を軽減し、また、適当な移転先が見つからない施設の現在地での高層化を補助対象に追加することで、津波対策の加速化を図るものであるとの説明がありました。委員から、高層化する施設は、津波避難ビルとしての役割を持たせるべきと考えるがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、今後、補助制度の詳細を検討する中で考え

たいとの答弁がありました。

次に、「高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案」について、執行部から、県や関係機関、学識経験者で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会の附属機関となる「いじめ問題調査委員会」などの設置及び運営に関する条例を定めようとするものであるとの説明がありました。委員から、連絡協議会の位置づけが非常に重要であるが、どのように実効性のある会議にしていくのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、会議の中に医療、福祉、心理の専門家に入っただき、学校、家庭、地域、それぞれの関係者がしっかり連携していく会議にしたいとの答弁がありました。別の委員から、重大事態を学校がしっかり把握できるのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、重大事態が疑われる場合には、県教育委員会において、個々の状況を踏まえて判断していくとの答弁がありました。別の委員から、小さいときから道徳をしっかり教育しないといじめ問題はなくならないと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、未然にいじめを防止するために、道徳教育、人権教育といった、「心を耕す教育」に今後もしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、教育委員会についてであります。「県立高等学校再編振興計画について」、執行部から、平成25年度の教育委員協議会において、振興計画の前期実施計画（案）の策定に向けたたたき台として、高知南中学・高校と高知西高校の統合や、須崎高校と須崎工業高校の統合について提案し、また各学校の関係者などに説明した。平成26年度も引き続き学校関係者や教育関係者への説明と意見交換を重ね、教育委員会の考えを整理した後、県民から幅広く意見を聞き、「県立高等学校再編振興計画」を取りまとめていくとの説明がありました。委員から、高知西高校PTA会長の意見として、高知南高校の関係者の納得、理解が得られて初めて計画の検討ができるとの新聞記事が載っていたが、どう受けとめているのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、高知南中学・高校の関係者の希望にできるだけ沿える統合の方法がないか今検討をしているが、高知西高校の関係者にも御理解いただくことが必要で、両立する案を考えないといけないとの答弁がありました。また、別の委員から、高知南中学・高校の保護者からの具体的な案として、高知南中学校から高知西高校に持ち上がって進学できるようにならないかということを知っていたが、それをベースに検討しているのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、そのような方向で検討しているとの答弁がありました。別の委員から、高知南高校・高知西高校の統合案を進めたときに、子供たちからどのような反応があるのかについて、どれだけ議論をしたのか。高知南高校がなくなる前提の中で受験をする中学生は、できれば廃校になる学校へは行きたくないという思いを持ち、また、そういった思いを持って3

年間過ごさないといけない。平成 32 年度に受験する生徒は、最後は自分が残ることを受け入れて受験をする。そういった子供の思いを踏まえて、統合案の見直しぜひ検討してもらいたいとの意見がありました。これに対して、執行部からは、まずは来年度以降、高知南中学・高校を受験する生徒のために希望をもってもらえる学校づくりが第一だと考えている。保護者からも、統合前の最終年度には 1 学年しか学校に残らず、学校での活動、生徒の心理に与える影響などを心配する意見も聞いているので、それを踏まえて、今のたたき台以外にそういったことに対応できる案があるのか、今検討をしている。両校の関係者に納得いただける案を検討したいとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。「特殊詐欺の被害状況と抑止対策について」、執行部から、ことしに入り県内での特殊詐欺被害が続発し、昨年と比べて大幅な増加となっている。被害の防止には県民の抵抗力の強化が非常に重要であるため、高齢者宅への訪問活動や関係機関との連携の強化により被害の未然防止に努めたいとの説明がありました。委員から、特殊詐欺が高知県で多い背景の分析は行っているのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、人柄の良さなどの県民性もあるかもしれないが、警察の諸対策がまだまだ不十分であると認識している。今後は、県民や関係機関に、より真剣に受けとめてもらえるような効果的な説明、働きかけをしっかりと行いたいとの答弁がありました。別の委員から、特殊詐欺についてはしっかり検挙できるよう、組織的な専門チームの設置やマンパワーの充実を図ってほしいとの意見がありました。これに対して、執行部からは、特殊詐欺を担当する組織犯罪対策参事官が全体の司令塔として、各関係警察署、あるいは県警本部の各所属全体の調整を図っている。また、警察庁に設けられた全国の捜査を統括する司令塔のもとで、現在は、各都道府県警が協力し、全国的な捜査に当たっている。今後も少ない体制の中で、より効率的・効果的に検挙を続けていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(な し)

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審議》

◎明神委員長 それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で、日程はすべて終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず、1点目でありますけども、「出先機関等の調査事項の取りまとめ」の委員会を、8月8日午前10時より開催したいと思っておりますが、御異議はありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させますので、よろしくお願います。

(書記説明)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

－候補地について協議－

◎明神委員長 それでは正場に復します。そしたら、方面は秋田方面ということで。

次、日程につきまして。小休にします。

(小 休)

－日程について協議－

◎明神委員長 それでは正場に復します。県外調査の日程は、9月1日から4日までの間ということに決定させていただきます。なお、細部につきましては、正副委員長に一任願

います。

以上をもって、日程をすべて終了いたしました。これで委員会は閉会します。

(16時27分閉会)